

令和3年8月17日

事業者の皆様へ

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

感染拡大防止に向けた取組への協力について（依頼）

8月17日、本県に緊急事態宣言が発出されました。

本県の新規感染者数は、一週間平均で600人を超え、病床使用率は約6割となるなど、感染が急拡大しています。

これ以上の感染拡大を阻止し、医療ひっ迫を防ぐため、事業者の皆様におかれましても、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

記

- 1 「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務などを推進してください。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。

なお、中小企業の皆様には、県が整備した在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）がご利用できます。あわせてテレワークの導入支援にあたっては、ひょうご仕事と生活センターのICTアドバイザーや環境整備支援助成金をご活用ください。

- 2 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

- 3 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、従業員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）を徹底してください。

【テレワークのご相談先】

（公財）兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

電話：078-381-5277、E-mail：info@hyogo-wlb.jp
開館 月～金曜 9:00～17:00（祝休日を除く）